（証券コード：5955）
平成29年６月９日

株　主　各　位

京都市山科区東野狐藪町16番地
株式会社ヤマシナ
代表取締役社長 堀　　直　樹

第142期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第142期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月23日（金曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成29年６月26日（月曜日）午前11時
（開催時刻が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。）
2. **場　　所**　**京都市山科区椥辻西浦町１の８**
京都市東部文化会館１階「創造活動室」
3. **目 的 事 項**

報 告 事 項
1. 第142期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第142期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件
第3号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第4号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第5号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
第6号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.kk-yamashina.co.jp)に掲載させていただきます。
◎ 株主総会決議通知の発送はせず、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

添 付 書 類

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の低迷が長期化しているものの、企業活動の持ち直しがみられるなど、景気は緩やかな回復基調が継続しました。また、英国のＥＵ離脱問題に加えて米国新政権への移行などの影響を受け、為替相場、株式市場が大きく変動するなど、金融市場を通じた影響が続いております。

当社グループの主要取引先である自動車業界においては、メーカーの国内販売台数が増加したものの、自動車各社は海外生産を引き続き強化しており、国内の自動車生産の先行きは不透明な状況にあり、当社グループを取り巻く経営環境は厳しさを増しております。

このような状況のもと当社グループにおいては「創業100周年に向け、社会に価値を提供し続ける企業へ成長」をスローガンに、生産管理・生産統制の機能向上を図り、社会が望む魅力的な製品開発・提案を続けております。製品開発においては、新たに金属用ネジ「シンカＳＤ」の開発を行い企業体質の強化を図っております。

※金属用ネジ「シンカＳＤ」・・・タッピンねじ「シンカ®」のシリーズとして、下穴の無い薄鋼板に直接ねじ込みができるセルフドリリングねじ

その結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高8,427百万円（前連結会計年度比1.0％減）、営業利益427百万円（前連結会計年度比20.0％増）、経常利益458百万円（前連結会計年度比29.9％増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、保有する事業用資産が環境変化に伴う収益性の低下により減損の兆候が認められたことから、回収可能額まで減額し減損損失85百万円を特別損失として計上を行い、繰延税金資産の回収可能性の見直しにより、法人税等調整額を△142百万円計上したことにより、441百万円（前連結会計年度比29.3％増）となりました。

事業部門別の状況は、以下のとおりであります。

（金属製品事業）

主要取引先である自動車業界において、受注が減少方向で推移しておりますが、連結子会社の増加及び新製品投入等による増収、原価率の改善効果により利益の確保に努めてまいりました。

その結果、売上高は6,887百万円（前連結会計年度比0.9％増）、営業利益は484百万円（前連結会計年度比18.2％増）となりました。

（電線・ケーブル事業）

既存取引先における在庫調整等による受注の低迷により、厳しい状況が続いておりますが、原価率の改善効果もあり、売上高は1,318百万円（前連結会計年度比9.2％減）、営業利益は26百万円（前連結会計年度比52.1％増）となりました。

（不動産事業）

保有不動産について、安定した稼働率の確保に努めており、売上高は209百万円（前連結会計年度比8.4％減）、営業利益は114百万円（前連結会計年度比4.2％減）となりました。

また、保有不動産を１物件売却し固定資産売却損26百万円を計上しております。

（その他の事業）

その他の事業については、主として売電事業から構成されております。売電事業においてはソーラーパネルの設置を保有不動産の有効活用目的に限定することで事業リスクの低減に努めております。

その結果、売上高は11百万円（前連結会計年度比12.5％増）、営業損失は0.9百万円（前連結会計年度は営業損失３百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は367百万円であり、内訳は有形固定資産364百万円、無形固定資産3百万円であります。

これらに要する資金は、主に自己資金および借入金をもって充当いたしました。

(3) 資金調達の状況

当社は、強固な収益体質の構築を目指し、中長期計画に基づいて積極的な設備投資を行っており、適正な内部留保を維持するため、これらの設備投資については、自己資金の充当に加え借入による資金調達も行っております。当連結会計年度末において、当社では30百万円を取引銀行より借入れております。また、連結子会社の三陽工業株式会社では343百万円を、同じく連結子会社の株式会社ＬＡＤＶＩＫでは1,020百万円をそれぞれ取引銀行より借入れております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、主要取引先である自動車業界においては、メーカーの国内販売台数が増加したものの、自動車各社は海外生産を引き続き強化しており、国内の自動車生産の先行きは不透明な状況にあり、当社グループを取り巻く経営環境は厳しさを増しております。

このような環境のもと、当社グループは新製品開発と原価低減活動の継続により、経営基盤の確保に努め、競争力を養うことで、安定的な収益体質の構築に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制におきましては、経営の透明性・健全性を確保し、内部統制システムの充実と従業員への教育研修により、株主の皆様の期待に応え得る体制の構築に取り組んでまいります。

これら企業価値の向上に向けた取り組みに対しまして、当社グループとしましては、あらゆる面で全力を尽くしてまいりますので、株主の皆様におかれましては、倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区　　分	第139期 平成26年３月期	第140期 平成27年３月期	第141期 平成28年３月期	第142期 (当連結会計年度) 平成29年３月期
売　上　高（百万円）	5,293	6,394	8,516	8,427
経 常 利 益（百万円）	288	332	353	458
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	241	298	341	441
１株当たり当期純利益	1円73銭	2円14銭	2円45銭	3円17銭
総　資　産（百万円）	11,860	13,765	13,897	14,155
純　資　産（百万円）	9,067	9,275	9,523	9,820

② 当社の財産および損益の状況の推移

区　　分	第139期 平成26年３月期	第140期 平成27年３月期	第141期 平成28年３月期	第142期 (当事業年度) 平成29年３月期
売　上　高（百万円）	3,576	3,537	3,523	3,535
経 常 利 益（百万円）	248	269	253	313
当期純利益（百万円）	225	263	272	352
１株当たり当期純利益	1円62銭	1円89銭	1円96銭	2円54銭
総　資　産（百万円）	10,568	10,616	10,644	10,861
純　資　産（百万円）	8,596	8,760	8,904	9,117

(6) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業部門	事業内容
金 属 製 品 事 業	銅、真鍮、アルミニウム、鉄、その他の金属および合金ならびに樹脂の精密螺子、各種螺旋鋲、釘、鋲、ボルト、ナット、線および部品ならびに精密ばね部品および関連品の製造、販売
電線・ケーブル事業	電線・通信機用ケーブルの製造、販売
不　動　産　事　業	不動産の売買、賃貸借、管理および建築請負業、一般請負業の経営ならびにそれらの代理業、仲介業
そ の 他 の 事 業	売電事業

(7) 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

会社名		所在地
当社	本社・工場	京都市山科区
	東京営業所	埼玉県川越市
	中部営業所	愛知県安城市
	九州営業所	熊本県山鹿市
三陽工業㈱		新潟県小千谷市
㈱LADVIK		東京都千代田区
三陽電線加工㈱		新潟県小千谷市

(8) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員

従業員数	前連結会計年度末比増減
401名(210名)	△15名

(注) 従業員は就業人員であり、契約社員および臨時従業員は( )内に外数で記載しております。

② 当社の従業員

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
96名(67名)	△1名	42.77歳	17.45年

(注) 従業員は就業人員であり、契約社員および臨時従業員は( )内に外数で記載しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況（平成29年3月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
三陽工業㈱	100,000	100.00	電線・通信機用ケーブルの製造、販売
㈱LADVIK	90,000	100.00	総合精密部品の製造および販売
三陽電線加工㈱	10,000	100.00 (100.00)	電線・通信機用ケーブルの製造、加工
LADVIK(THAILAND)Co.,LTD	千タイバーツ 35,000	100.00 (100.00)	金属製品事業
YAMASHINA BANGKOK FASTENING Co.,LTD	千タイバーツ 23,000	81.00	金属製品事業

(注) 三陽電線加工㈱およびLADVIK(THAILAND) Co.,LTDの議決権比率のカッコ内数値は、間接所有割合(内数)であります。

③　特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

④　重要な企業結合等の状況
ＶＴホールディングス㈱は、当社の議決権の33.99％を保有する会社であり、当社は同社の持分法適用関連会社となっております。

⑤　技術提携の状況
当社は、東莞怡寶三協五金配件有限公司と技術提携契約を締結しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
	千円
㈱三井住友銀行	500,000
㈱八十二銀行	350,000
㈱第四銀行	214,300

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　240,000,000株
(2) 発行済株式の総数　139,150,183株（自己株式4,461,582株を除く。）
(3) 株主数　13,667名（前期末比197名増）
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
ＶＴホールディングス株式会社	47,300,400	33.99
久保和喜	7,100,000	5.10
株式会社前島電気工業社	3,400,000	2.44
有限会社久和インベストメント	2,550,000	1.83
有限会社和久インベストメント	2,200,000	1.58
山本雅史	1,500,000	1.08
ＡＡＡ株式会社	1,500,000	1.08
小西静馬	1,350,000	0.97
広布文夫	1,210,000	0.87
マネックス証券株式会社	1,027,124	0.74

（注）　当社は自己株式4,461,582株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

取締役および監査役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	堀　直樹	
取締役	宮浦雄次	生産本部長
取締役	古川泰司	マーケティング本部長
取締役	木村隆宣	管理本部長
取締役	伊藤誠英	ＶＴホールディングス㈱専務取締役経営戦略本部長 ㈱トラスト取締役 ㈱アーキッシュギャラリー代表取締役社長 ㈱ハウスフリーダム監査役
取締役	李載浩	
常勤監査役	堀内美喜雄	
監査役	山内一郎	ＶＴホールディングス㈱常務取締役管理部長
監査役	豊田幸宣	

（注）1. 取締役伊藤誠英および李載浩の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山内一郎および豊田幸宣の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、伊藤誠英、李載浩および豊田幸宣の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役山内一郎は、長年経理業務に従事していた経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	6名	40,540千円(うち社外　2名　4,800千円)
監査役	3名	7,790千円(うち社外　2名　2,160千円)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額（2,970千円）が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、昭和56年11月28日開催の第106期定時株主総会において年額98,400千円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、昭和56年11月28日開催の第106期定時株主総会において年額18,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外取締役および社外監査役に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	伊藤誠英	当事業年度開催の取締役会13回のうち6回に出席し、豊富な経営経験および知識から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役	李　載浩	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、弁護士としての豊富な経験および知識から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	山内一郎	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、また監査役会14回のうち12回に出席し、豊富な経営経験および監査経験から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	豊田幸宣	当事業年度開催の取締役会13回および監査役会14回全てに出席し、豊富な監査経験および知識から適宜発言を行っております。

(注)　書面決議による取締役会の回数は除いております。

② 重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	伊藤誠英	VTホールディングス㈱	専務取締役経営戦略本部長	ＶＴホールディングス㈱は当社の株主であります。
		㈱トラスト	取締役	当社と㈱トラストとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		㈱アーキッシュギャラリー	代表取締役社長	当社と㈱アーキッシュギャラリーとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		㈱ハウスフリーダム	監査役	当社と㈱ハウスフリーダムとの間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	山内一郎	VTホールディングス㈱	常務取締役管理部長	ＶＴホールディングス㈱は当社の株主であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

14,500千円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

14,500千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要書類の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるひびき監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年５月19日開催の取締役会において会社法第362条および会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた内部統制システム構築の基本方針を決議いたしました。平成20年３月19日開催の取締役会において、当社の組織改定に伴い、内部統制システム構築の基本方針の一部改定をしております。

その内容は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ⅰ．取締役会は、法令、定款、株主総会決議、当社諸規程に従って経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督しております。

ⅱ．代表取締役は、管理本部長を委員長とする内部統制委員会を設置しコンプライアンス体制、リスク管理体制の整備および問題点の把握に努めております。内部統制委員会の審議結果は取締役会に報告することとしております。

ⅲ．内部監査室は、取締役の執行する職務について法令、定款等に違反するもの、またはそのおそれがあるものを発見した場合は、直ちに取締役、常勤監査役に報告するとともに、その調査を行い、取締役会、監査役会に報告することとしております。

ⅳ．内部通報規程により組織的または個人的な法令違反行為等に関する使用人からの相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、また通報者を保護しており会社はこれを遵守することを規定しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および諸規程に従って適切に保存、管理および廃棄を行うこととしております。また、取締役および監査役がこれらを常時閲覧できる状態に管理しております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ．内部統制委員会は、全社のリスク管理を統括し、管理本部内の担当を通じて規程、マニュアル等を作成し、危険の発生の察知、対応のみならず防止を含めてその周知徹底を図ることとしております。

ⅱ．内部統制委員会は、損失の予知、発生に際しては、代表取締役、担当取締役、常勤監査役のほか関連する部門の責任者に直ちに報告をし、危機の拡大防止に努めるとともに、「対策本部」等の発足が決められた場合には、直ちにその設置を行い、事務局としてその運営を行うこととしております。

ⅲ．内部通報規程により組織的または個人的な法令違反行為等に関する使用人からの相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、また通報者を保護しており会社はこれを遵守することを規定しております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会において、法令で定められた事項、経営基本方針、その他付議基準によって定められた事項を審議するほか経営戦略等、会社の重要事項を決定しております。

ⅱ．定例取締役会を月１回開催することを原則とし、法令に従った開催、報告のほか、適宜臨時にこれを開催しております。

ⅲ．取締役会の決定に基づく業務執行は諸規程に従って行われますが、業務執行を取締役が適時レビューし、改善を促すことを可能とする全社的な業務の効率化を実現するためのシステムを構築することとしております。

⑤　使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ⅰ．内部監査室は、監査状況につき代表取締役、常勤監査役に報告するほか、使用人の職務の執行が法令および定款に適合しているか精査を行っております。

ⅱ．内部監査室にあっては、仕入れ、受注、生産状況、経理等通常業務について電子化データに常にアクセス可能な状態を確保し、常時チェックができる体制としております。

⑥　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ．当社は、「関連会社管理規程」に基づき、子会社および関連会社（以下、子会社等という。）の適切な経営管理を行い、リスク情報の有無を監査しております。

ⅱ．内部監査室は子会社等の監査役、監査室と連携し、業務の適正を確保するために必要な意見を当社および子会社等に提案するとともに、適宜、当社取締役会においてこれを審議しております。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くこととしております。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、取締役が決定することなく、必ず事前に監査役と協議して行うこととしております。

⑧　会社法施行規則第100条第３項第１号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、監査役業務の補助の範囲内にあっては指揮命令権限は監査役または監査役会に帰属するものとし、その者の異動、評価、懲戒は、取締役が決定することなく、必ず事前に監査役と協議して行うこととしております。

⑨　取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ⅰ．取締役は、法令、定款、当社諸規程、当決議のほか、会社に対する善管注意義務、忠実義務に従い、会社に著しい損害を及ぼす事項、経営状況の著しい変動、リスクの発生または予知、コンプライアンス上重要な事項を適宜、監査役に対して報告することとしております。

ⅱ．内部監査室は、内部統制委員会と連携して情報を集約し、常勤監査役に対して法令違反、経営に影響を与えると推測されるリスクの発生は、これを直ちに報告することとしております。

ⅲ．内部監査室は、監査報告を代表取締役のほか、常勤監査役にも適時提出することとしております。

ⅳ．内部通報規程に従い、通報窓口、相談窓口、その他通報制度の関係者の関与など公正な通報処理に支障があると判断される場合には、通報者または通報処理組織の者は常勤監査役にその旨を報告し、常勤監査役は必要があれば監査役会を開催し、取締役会に対してその対応方法の検討を勧告することができることを規定しております。また、勧告を受けた取締役会は対応方法を公正に決定し、常勤監査役または監査役会の承認を受けたのち、その対応方法を執行しなければならないと規定しております。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ．監査役は、監査役監査が実効的に行える体制の整備を会社に対して要請することができるほか、会社を介在させることなく会計監査人と協議、意見交換を行うことができ、これを会社に報告する必要はないものとしております。

ⅱ．監査役は、監査計画等に基づかない緊急の監査を行うことができ、会社の各部門責任者等の了解を得ず、いずれの使用人からの聴取もできることとしております。

ⅲ．監査役は、取締役会への出席による意見陳述のほか、監査役会で定めた職務分担に従い、社内の重要な会議に出席して意見を述べることができ、取締役その他使用人から職務の執行状況等、監査に必要な情報を聴取しております。

⑪　内部統制の運用状況について

当社グループは「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

ⅰ．取締役の職務執行について

当事業年度において定例取締役会12回、臨時取締役会1回開催し、重要事項について迅速な報告と意思決定を行っております。

ⅱ．監査役の職務執行について

当事業年度において監査役会を14回開催しており、監査役会において定めた年間計画に基づき監査を行うとともに、取締役会に出席し、代表者・各部門・関係会社等との話し合いや監査を実施し、内部監査や会計監査人との調整も実施しております。

ⅲ．内部監査の職務執行について

内部監査室を設置し、内部監査年間計画に基づき、職務の執行状況、規程の運用状況を目的として内部監査を実施しております。また、実施報告書を作成し、業務改善事項の助言および勧告を行っております。

ⅳ．財務報告に関する内部統制について

「内部統制評価基本計画書」に基づき、金融商品取引法に基づく全社的な内部統制、決算財務プロセス統制および周到な業務プロセスの統制について、整備状況および運用状況について有効性の評価を実施しております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、１株あたり１円といたしました。

なお、配当金支払開始日につきましては、平成29年６月12日(月曜日)を予定しております。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	**6,724,871**	**流動負債**	**2,481,322**
現金及び預金	2,703,955	支払手形及び買掛金	932,689
受取手形及び売掛金	2,177,620	短期借入金	941,000
電子記録債権	304,311	1年内返済予定の長期借入金	143,988
商品及び製品	534,529	リース債務	49,028
仕掛品	339,676	未払法人税等	22,561
原材料及び貯蔵品	383,149	賞与引当金	88,880
繰延税金資産	163,694	その他	303,173
その他	119,910	**固定負債**	**1,853,569**
貸倒引当金	△1,977	長期借入金	309,321
固定資産	**7,430,902**	リース債務	172,063
有形固定資産	**6,804,101**	繰延税金負債	93,115
建物及び構築物	1,374,261	再評価に係る繰延税金負債	749,139
機械装置及び運搬具	703,356	退職給付に係る負債	382,196
土地	4,378,253	役員退職慰労引当金	23,770
リース資産	202,921	資産除去債務	46,252
その他	145,307	その他	77,711
無形固定資産	**111,654**	**負債合計**	**4,334,891**
のれん	79,992	**純資産の部**	
リース資産	1,484	**株主資本**	**8,362,553**
その他	30,176	**資本金**	**90,000**
投資その他の資産	**515,146**	**資本剰余金**	**6,414,158**
投資有価証券	72,929	**利益剰余金**	**1,990,125**
破産更生債権等	1,039,269	**自己株式**	**△131,729**
繰延税金資産	132,658	**その他の包括利益累計額**	**1,421,000**
その他	341,947	その他有価証券評価差額金	8,746
貸倒引当金	△1,071,657	為替換算調整勘定	△20,777
資産合計	**14,155,773**	土地再評価差額金	1,433,031
		非支配株主持分	**37,327**
		純資産合計	**9,820,881**
		負債純資産合計	**14,155,773**

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

項目	金額	
売上高		**8,427,385**
売上原価		**6,679,271**
売上総利益		**1,748,113**
販売費及び一般管理費		**1,320,993**
営業利益		**427,119**
営業外収益		
受取利息	4,462	
受取配当金	770	
助成金収入	18,445	
その他	31,864	55,543
営業外費用		
支払利息	10,980	
貸倒引当金繰入額	6,220	
支払手数料	2,606	
その他	4,038	23,845
経常利益		**458,817**
特別利益		
固定資産売却益	244	244
特別損失		
固定資産売却損	27,078	
固定資産除却損	12,626	
関係会社株式評価損	3,110	
減損損失	85,638	128,453
税金等調整前当期純利益		**330,609**
法人税、住民税及び事業税	27,712	
法人税等調整額	△142,377	△114,665
当期純利益		**445,274**
非支配株主に帰属する当期純利益		**3,957**
親会社株主に帰属する当期純利益		**441,316**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年４月１日残高	90,000	6,414,158	1,687,958	△131,729	8,060,387
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△139,150		△139,150
親会社株主に帰属する当期純利益			441,316		441,316
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	302,166	△0	302,166
平成29年３月31日残高	90,000	6,414,158	1,990,125	△131,729	8,362,553

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成28年４月１日残高	3,134	1,434,559	△9,602	1,428,091	34,944	9,523,423
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△139,150
親会社株主に帰属する当期純利益						441,316
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	5,612	△1,527	△11,175	△7,090	2,382	△4,708
連結会計年度中の変動額合計	5,612	△1,527	△11,175	△7,090	2,382	297,458
平成29年３月31日残高	8,746	1,433,031	△20,777	1,421,000	37,327	9,820,881

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
2-1 連結範囲に関する事項
連結子会社の数…　５社
三陽工業㈱
㈱ＬＡＤＶＩＫ
三陽電線加工㈱
LADVIK(THAILAND) Co.,LTD
YAMASHINA BANGKOK FASTENING Co.,LTD

非連結子会社の数…　３社
三陽工業有限公司
㈱Y'sアセットマネジメント
LADVIK (ASIA) Co.,LTD.
非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、及び利益剰余金（持分に見合う額）等は連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2-2 持分法の適用に関する事項
持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数…　３社
三陽工業有限公司
㈱Y'sアセットマネジメント
LADVIK (ASIA) Co.,LTD.
持分法を適用していない非連結子会社は小規模会社であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

2-3 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、LADVIK(THAILAND) Co.,LTD及びYAMASHINA BANGKOK FASTENING Co.,LTDの決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
上記以外の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

2-4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(a) 製品、商品、仕掛品

主として移動平均法、ただし、連結子会社は総平均法により評価しております。

(b) その他

主として総平均法により評価しております。

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、当社の建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は建物15年～38年、機械装置10年を使用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（但し、残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末に負担すべき退職給付の要支給額から年金資産を控除した額を計上しております。

3. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

4. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

5. 表示方法の変更

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、独立掲記し表示しておりました、「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」（当連結会計年度2,390千円）は、金額が僅少となったため当連結会計年度より「その他」含めて表示しております。

前連結会計年度において、「その他」に含めて表示しておりました、「営業外費用」の「支払手数料」（前連結会計年度2,640千円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記し表示しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

6-1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	62,335千円
土地	387,000千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	130,000千円
一年内返済予定の長期借入金	43,992千円
長期借入金	139,308千円

6-2 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	1,919,379千円
機械装置及び運搬具	3,671,029千円
リース資産	342,823千円
その他	579,019千円

6-3 当座貸越契約

当社グループは、資金調達の機動性を高めるため、取引銀行６行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額	2,110,000千円
借入実行残高	940,000千円
差引高	1,170,000千円

6-4 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当社の事業用の土地について再評価を行っております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に基づいて算定しており、再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年３月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	26,439千円
当該事業用土地の再評価及び減損処理後の帳簿価額	2,208,609千円

また、当該事業用土地の平成29年３月31日における時価の合計額は、再評価及び減損処理後の帳簿価額の合計額を514,312千円下回っております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

7-1 連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度期末
普通株式（株）	143,611,765	－	－	143,611,765

7-2 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年５月９日取締役会	普通株式	利益剰余金	139,150	1.0	平成28年３月31日	平成28年６月13日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年５月９日取締役会	普通株式	利益剰余金	139,150	1.0	平成29年３月31日	平成29年６月12日

8. 金融商品に関する注記

8-1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、流動性を確保し主に預貯金または安全性の高い金融商品、株式などの方法に限定しております。投資にあたっては、対象の流動性、信用性を勘案し、企業本来の目的を逸脱しない範囲に限定しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

8-2 金融商品の時価に関する事項

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	2,703,955	2,703,955	－
(2)受取手形及び売掛金	2,177,620	2,177,620	－
(3)電子記録債権	304,311	304,311	－
(4)投資有価証券			
その他有価証券	43,829	43,829	－
資産計	5,229,717	5,229,717	
(1)支払手形及び買掛金	932,689	932,689	－
(2)短期借入金	1,084,988	1,084,988	－
(3)短期リース債務	49,028	49,028	－
(4)長期借入金	309,321	309,657	336
(5)長期リース債務	172,063	162,781	△9,282
負債計	2,548,091	2,539,145	△8,945

① 金融商品の時価算定の方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金 (3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金 (2) 短期借入金 (3) 短期リース債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金 (5) 長期リース債務

これらの時価については、将来キャッシュ・フローの合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

② 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等(連結貸借対照表計上額29,099千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産に関する事項

当社グループは、京都府その他の地域において、賃貸用不動産（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度期末残高	
2,512,296	△392,614	2,119,681	2,180,192

（注）1. 連結貸借対照表は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として、入手しうる直近の固定資産税評価額を基礎に一定の指標に基づき自社で合理的に調整したものであります。
3. 当連結会計年度末増減額の主な減少は、不動産の売却286,423千円、土地、建物の減損損失85,638千円であります。

	賃貸収益（千円）	賃貸費用（千円）	差額（千円）	その他（千円）（売却損益等）
賃貸等不動産	209,366	94,724	114,642	△112,409

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　70円31銭

(2) 1株当たり当期純利益　3円17銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(ご参考)

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月18日

株式会社　ヤ　マ　シ　ナ
　取締役会　御中

ひ び き 監 査 法 人

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　洲﨑　篤史　㊞

業務執行社員　公認会計士　武藤　元洋　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ヤマシナの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマシナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	**3,851,850**	**流動負債**	**500,768**
現金及び預金	1,814,418	買掛金	267,198
受取手形	356,450	短期借入金	30,000
電子記録債権	194,422	リース債務	22,234
売掛金	647,694	未払金	47,858
商品及び製品	295,224	未払費用	39,187
仕掛品	110,349	未払法人税等	7,592
原材料及び貯蔵品	244,122	前受金	10,344
前渡金	9	預り金	3,930
前払費用	7,414	賞与引当金	31,214
繰延税金資産	101,602	その他	41,208
関係会社短期貸付金	40,000	**固定負債**	**1,243,345**
その他	42,118	リース債務	74,298
貸倒引当金	△1,977	再評価に係る繰延税金負債	749,139
固定資産	**7,010,066**	退職給付引当金	333,312
有形固定資産	**5,242,763**	役員退職慰労引当金	23,770
建物	854,488	その他	62,825
構築物	68,140	**負債合計**	**1,744,113**
機械及び装置	317,788	**純資産の部**	
車両運搬具	4,039	**株主資本**	**7,682,645**
工具、器具及び備品	32,787	**資本金**	**90,000**
土地	3,875,896	**資本剰余金**	**6,414,158**
リース資産	87,220	資本準備金	1,178,670
建設仮勘定	2,401	その他資本剰余金	5,235,488
無形固定資産	**10,622**	**利益剰余金**	**1,310,216**
ソフトウェア	5,467	その他利益剰余金	1,310,216
リース資産	1,484	繰越利益剰余金	1,310,216
その他	3,670	**自己株式**	**△131,729**
投資その他の資産	**1,756,680**	**評価・換算差額等**	**1,435,158**
投資有価証券	36,724	その他有価証券評価差額金	2,126
関係会社株式	1,460,329	土地再評価差額金	1,433,031
破産更生債権等	1,039,269	**純資産合計**	**9,117,803**
繰延税金資産	135,640		
その他	149,873		
貸倒引当金	△1,065,157		
資産合計	**10,861,917**	**負債純資産合計**	**10,861,917**

損 益 計 算 書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

項目	金	額
売上高		3,535,611
売上原価		2,658,652
売上総利益		876,959
販売費及び一般管理費		602,664
営業利益		274,294
営業外収益		
受取利息	3,351	
受取配当金	3,151	
受取手数料	19,080	
受取賃貸料	3,502	
貸倒引当金戻入額	2,390	
受取保証料	5,607	
その他	11,462	48,546
営業外費用		
支払利息	2,643	
支払手数料	2,606	
減価償却費	1,818	
その他	2,071	9,140
経常利益		313,701
特別利益		
固定資産売却益	666	666
特別損失		
固定資産売却損	26,858	
固定資産除却損	3,877	
減損損失	85,638	116,373
税引前当期純利益		197,994
法人税、住民税及び事業税	7,879	
法人税等調整額	△162,706	△154,826
当期純利益		352,821

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成28年４月１日残高	90,000	1,178,670	5,235,488	6,414,158
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
平成29年３月31日残高	90,000	1,178,670	5,235,488	6,414,158

（単位：千円）

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成28年４月１日残高	1,096,545	1,096,545	△131,729	7,468,974
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△139,150	△139,150		△139,150
当期純利益	352,821	352,821		352,821
自己株式の取得			△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				－
事業年度中の変動額合計	213,671	213,671	△0	213,671
平成29年３月31日残高	1,310,216	1,310,216	△131,729	7,682,645

（単位：千円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年４月１日残高	1,347	1,434,559	1,435,906	8,904,880
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△139,150
当期純利益				352,821
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	778	△1,527	△748	△748
事業年度中の変動額合計	778	△1,527	△748	212,922
平成29年３月31日残高	2,126	1,433,031	1,435,158	9,117,803

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

2-1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）により評価しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(a) 製品、商品、仕掛品　：移動平均法
(b) 原材料（主材料）　：移動平均法
(c) 貯蔵品（自製工具）　：先入先出法
(d)　同　（仕入工具他）：総平均法

2-2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は建物15年～38年、機械及び装置10年を使用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（但し、残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

2-3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末に負担すべき退職給付の要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

2-4 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

4. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

5. 貸借対照表に関する注記

5-1 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

建物	857,785千円
構築物	172,007千円
機械及び装置	1,654,554千円
車両運搬具	22,942千円
工具、器具及び備品	177,058千円
リース資産	196,728千円

5-2 保証債務

連結子会社の金融機関からの借入金に対して、以下の債務保証を行っております。

㈱ＬＡＤＶＩＫ	1,020,009千円
三陽工業㈱	343,300千円

5-3 当座貸越契約

当社は、資金調達の機動性を高めるため、取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入金未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額	700,000千円
借入実行残高	30,000千円
差引高	670,000千円

5-4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	41,526千円
短期金銭債務	183千円

5-5 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地について再評価を行っております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に基づいて算定しており、再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部に「再評価に係る繰延税金負債」として、その他の金額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

再評価を行った年月日　平成11年３月31日

当該事業用土地の再評価前の帳簿価額　26,439千円

当該事業用土地の再評価及び減損処理後の帳簿価額　2,208,609千円

また、当該事業用土地の平成29年３月31日における時価の合計額は、再評価及び減損処理後の帳簿価額の合計額を514,312千円下回っております。

6. 損益計算書に関する注記

(1)減損損失

当事業年度において、当社の以下資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
山鹿市	不動産事業	土地他	85,638

当事業年度において、市場価格の下落及び事業環境の変化に伴う収益性の低下が認められたため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失として計上いたしました。

(2)関係会社との取引高

営業取引　6,721千円

営業取引以外の取引　28,073千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度期末(株)
普通株式	4,461,579	3	－	4,461,582

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	363,033千円
税務上の繰越欠損金	121,684千円
退職給付引当金	114,384千円
出資金	24,274千円
未払費用	2,319千円
賞与引当金	10,693千円
有形固定資産	9,765千円
減損損失	29,235千円
その他	7,971千円
繰延税金資産小計	683,364千円
評価性引当額	△423,191千円
繰延税金資産合計	260,173千円

繰延税金負債

合併に伴う土地再評価益	21,817千円
その他有価証券評価差額金	1,111千円
繰延税金負債合計	22,929千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

9-1 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	三陽工業㈱	100,000	電線・ケーブルの製造・販売	（所有）直接 100.0	役員の兼任	債務の保証 業務の受託	343,300 8,400	未収入金	113
子会社	㈱LADVIK	90,000	精密ばね部品・関連品の製造・販売	（所有）直接 100.0	役員の兼任	債務の保証 業務の受託	1,020,009 8,400	未収入金	1,393

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

受託した業務は、管理業務及びコンサルティング業務であり、取引価格につきましては、業務内容を勘案して交渉の上決定しております。

債務保証については、金融機関からの借入につき、債務保証を行っているものであり、市場金利等を考慮した合理的な保証料を受領しております。

9-2 兄弟会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	㈱エムジーホーム	1,168,021	住宅関連事業	なし	資金の援助	貸付金の回収	120,000	－	－

（注） 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 65円52銭

(2) 1株当たり当期純利益 2円54銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（ご参考）

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月18日

株式会社　ヤ　マ　シ　ナ
　取締役会　御中

ひ び き 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　洲﨑　篤史　㊞

業務執行社員　公認会計士　武藤　元洋　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヤマシナの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第142期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100 条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17 年10 月28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月19日

株式会社　ヤマシナ　監査役会

常勤監査役　堀　内　美喜雄　㊞

社外監査役　山　内　一　郎　㊞

社外監査役　豊　田　幸　宣　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート･ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更内容は次のとおりであります。

（下線部が変更部分であります。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条［条文省略］	第１条～第３条［現行どおり］
（機　関）	（機　関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、つぎの機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、つぎの機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 ［削除］ ３．会計監査人
第５条［条文省略］	第５条［現行どおり］
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第10条［条文省略］	第６条～第10条［現行どおり］
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第11条～第12条［条文省略］	第11条～第12条［現行どおり］

現　行　定　款	変　更　案
（招集権者および議長）	（招集権者および議長）
第13条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第13条　株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第14条～第16条［条文省略］	第14条～第16条［現行どおり］
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員　数）	（員　数）
第17条　当会社の取締役は、８名以内とする。	第17条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、８名以内とする。
［新設］	② 当会社の監査等委員である取締役は５名以内とする。
（選任方法）	（選任方法）
第18条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第18条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
②［条文省略］	②［現行どおり］
③［条文省略］	③［現行どおり］
（任　期）	（任　期）
第19条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第19条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。	② 監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
［新設］	③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（報酬等） 第20条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第20条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第21条［条文省略］	第21条［現行どおり］
（招集の手続） 第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、さらにこの期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（招集の手続） 第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、さらにこの期間を短縮することができる。 ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（招集権者および議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（招集権者および議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
［新設］	（取締役会の決議方法） 第24条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

現　行　定　款	変　更　案
第24条［条文省略］	第25条［現行どおり］
（代表取締役および役付取締役）	（代表取締役および役付取締役）
第25条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第26条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
② 代表取締役は、取締役会の決議に従って会社の業務を執行する。	②［現行どおり］
③ 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	③ 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じて、取締役会長１名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
第26条～第27条［条文省略］	第27条～第28条［現行どおり］
	（重要な業務執行の決定の委任）
［新設］	第29条　当会社は、会社法第399条の13第６項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第５項各号に掲げる事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を代表取締役に委任することができる。
	（取締役会規程）
［新設］	第30条　取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
	（常勤の監査等委員）
［新設］	第31条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

現　行　定　款	変　更　案
	（監査等委員会の権限）
［新設］	第32条　監査等委員会は、法令の定めのある事項を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。
	（監査等委員会の招集手続）
［新設］	第33条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、さらにこの期間を短縮することができる。
［新設］	② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
	（監査等委員会の決議方法）
［新設］	第34条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
	（監査等委員会規程）
［新設］	第35条　監査等委員会に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（員 数）	
第28条　当会社の監査役は、５名以内とする。	［削除］
（選任方法）	
第29条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。	［削除］
② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	［削除］

現　行　定　款	変　更　案
（任 期）	
第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	［削除］
② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	［削除］
（常勤の監査役）	
第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	［削除］
（報酬等）	
第32条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	［削除］
（監査役会の権限）	
第33条　監査役会は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。	［削除］
（招集の手続）	
第34条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、さらにこの期間を短縮することができる。	［削除］
（監査役の責任免除）	
第35条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	［削除］

現　行　定　款	変　更　案
（監査役との責任限定契約） 第36条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で同法第423条第１項に定める責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	［削除］
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第37条～第38条［条文省略］	第36条～第37条［現行どおり］
（会計監査人の報酬等） 第39条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第38条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第40条［条文省略］	第39条［現行どおり］
第７章　計　算	第７章　計　算
第41条～第44条［条文省略］	第40条～第43条［現行どおり］
［新設］	附　則
［新設］	（監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、同法第423条第１項の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（６名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）４名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として効力を生ずるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	堀　直樹（ほり　なおき） （昭和39年3月30日）	平成８年７月　㈱ホンダベルノ東海入社 （現 ＶＴホールディングス㈱） 平成12年10月　同社住宅事業部長 平成15年４月　同社新規事業部長 平成16年６月　㈱ホンダベルノ東海取締役 平成16年８月　同社代表取締役社長 平成18年６月　ＶＴホールディングス㈱取締役管理部長 平成18年８月　㈱ホンダカーズ東海代表取締役副社長 平成19年５月　当社顧問 平成19年６月　当社代表取締役社長（現任）	73,997株
2	宮浦雄次（みやうら　ゆうじ） （昭和22年10月24日）	昭和42年７月　当社入社 昭和46年２月　当社子会社の㈱滋賀ファスナーに転社 平成14年５月　㈱滋賀ファスナー、当社と吸収合併 平成14年８月　当社品質保証部長 平成15年４月　当社製造部長 平成19年１月　当社購買部長 平成21年４月　当社生産管理部長 平成22年10月　当社生産本部副本部長 平成25年７月　当社生産本部本部長 平成26年６月　当社取締役生産本部長（現任）	5,238株
3	古川泰司（ふるかわ　やすし） （昭和38年5月24日）	平成19年11月　当社入社 平成20年６月　当社経営管理部長 平成21年４月　当社マーケティング本部長 平成26年６月　当社取締役マーケティング本部長 （現任）	5,238株
4	木村隆宣（きむら　たかのり） （昭和43年6月21日）	平成21年９月　当社入社 平成23年４月　当社経営管理部長 平成26年６月　当社取締役管理本部長（現任）	12,332株

（注）各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として効力を生ずるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	堀内美喜雄（ほりうちみきお） （昭和23年１月24日）	昭和45年４月　当社入社 昭和58年９月　当社製造部工具課課長 平成３年４月　当社情報推進課次長 平成13年６月　当社技術開発部部長 平成15年６月　当社執行役員 平成18年１月　当社品質保証部部長 平成18年５月　当社品質保証・技術部長 平成20年12月　当社業務改革推進部部長 平成23年２月　当社内部監査室室長 平成25年６月　当社常勤監査役（現任）	6,200株
2	伊藤誠英（いとうまさひで） （昭和35年9月27日）	平成８年10月　㈱ホンダベルノ東海入社 （現　ＶＴホールディングス㈱） 平成９年４月　同社総務部長 平成10年６月　同社取締役総務部長 平成11年６月　同社常務取締役 平成15年４月　同社常務取締役経営戦略本部長 平成17年５月　当社顧問 平成17年６月　当社取締役（現任） 平成20年６月　ＶＴホールディングス㈱専務取締役経営戦略本部長（現任） （重要な兼職の状況） ＶＴホールディングス㈱　専務取締役 経営戦略本部長 ㈱トラスト　取締役 ㈱アーキッシュギャラリー　代表取締役社長 ㈱ハウスフリーダム　監査役	15,593株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
3	山内 一郎（やまうち いちろう） （昭和34年6月27日）	平成11年1月　㈱ホンダベルノ東海入社 （現 ＶＴホールディングス㈱） 平成15年4月　同社管理部長 平成15年6月　同社取締役管理部長 平成17年6月　同社監査役 平成18年6月　同辞任 平成19年6月　当社監査役（現任） 平成20年6月　VTホールディングス㈱常務取締役管理部長（現任） （重要な兼職の状況） ＶＴホールディングス㈱　常務取締役管理部長	1,700株

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 伊藤誠英氏および山内一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 伊藤誠英氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただくためであります。
なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって12年となります。
(2) 山内一郎氏につきましては、経営経験を有し、これまでの経営経験および監査役経験の知識をいかし、当社管理体制を充実させるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. (1) 伊藤誠英氏および山内一郎氏の独立性について
① 両氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去２年間受けていたこともありません。
② 両氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
③ 両氏は、過去２年間に、合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
(2) 在任中に不当な業務執行が行われた事実およびその事実の発生防止および発生後の対応について該当する事案はございません。
(3) 堀内美喜雄氏および伊藤誠英氏並びに山内一郎氏との責任限定契約について
当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）として期待された役割を充分に発揮できるよう、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。また各人が選任された場合、当社との間で、本契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、100万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
(4) 伊藤誠英氏および山内一郎氏の選任をご承認いただいた場合には、東京証券取引所に定める、独立役員となる予定であります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当又は重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
豊田幸宣（とよだゆきのり） （昭和38年9月2日）	平成19年７月　ＶＴホールディングス㈱入社 平成19年12月　同社内部監査室長（現任） 平成25年６月　当社監査役（現任）	0株

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 豊田幸宣氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

(1) 豊田幸宣氏の選任の理由および独立性について

① 豊田幸宣氏につきましては、これまでの経理業務、監査役経験の知識を、監査等委員である取締役に就任された場合に当社の管理体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

② 豊田幸宣氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去２年間受けていたこともありません。

③ 豊田幸宣氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

④ 豊田幸宣氏は、過去２年間に、合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(2) 社外取締役としての職務を遂行することができると判断する理由について

豊田幸宣氏は、経理業務に精通し、監査役経験があり、近年の監査体制強化の知識も有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(3) 豊田幸宣氏との責任限定契約について

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）として期待された役割を充分に発揮できるよう、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。豊田幸宣氏が、取締役に就任した場合には、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・ 取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、100万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

・ 上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬額は、昭和56年11月28日開催の第106期定時株主総会で年額98,400千円以内とご承認をいただき現在にいたっておりますが、当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認を条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、年額98,400千円以内とさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務役員の使用人部分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第１号議案および第２号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は４名となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として効力を生ずるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額18,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

第１号議案および第３号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として効力を生ずるものといたします。

第７号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および従業員に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の無償発行は、会社法第361条に規定される取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、また、その額が確定していないため、別枠の報酬として当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する具体的な内容および算定方法も併せてご承認をお願いするものであります。当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等の具体的な算定方法は、後記に算定される新株予約権１個当たりの公正価額に、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額となります。

なお、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）は４名となり、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）への新株予約権の割当数は4,000個を上限とします。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および従業員が当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、金銭の払い込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

２．新株予約権発行の発行要領

（１）新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および従業員

（２）新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後に付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲内で必要となる株式数の調整を行うものとする。

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式2,000,000株を上限とする。このうち、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）を付与対象とする新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は当社普通株式400,000株を上限とする。ただし、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

（３）新株予約権の総数

発行する新株予約権は20,000個を上限とする。このうち、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）を付与対象とする新株予約権は4,000個を上限とする。

（４）新株予約権と引換えに払込む金銭の額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないもの(無償)とする。

（５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たり払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{株式分割・株式併合の比率}$$

また、割当日後に、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \dfrac{新規発行株式数 \times 1株当たり払込金額}{新規発行前の1株当たり払込金額}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うものとする。

（６）新株予約権を行使することができる期間

割当日後３年を経過した日から平成38年３月31日までとする。

（７）新株予約権の行使の条件

① １個の新株予約権の一部行使はできないものとする。

② 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員の会社都合による退職その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合には、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

（８）新株予約権の取得事由および取得の条件

① 当社が消滅会社となる合併契約もしくは新設合併計画の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の議案につき株主総会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため新株予約権の権利行使ができなくなった場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（９）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（10）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じるときは、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（11）組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、新設合併計画、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（２）に準じて決定する。
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（５）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
⑥ 新株予約権の行使の条件
上記（７）に準じて決定する。
⑦ 新株予約権の取得事由および取得の条件
上記（８）に準じて決定する。
⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（10）に準じて決定する。

（12）新株予約権の行使により発生する端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（13）新株予約権の公正価額の算定基準

新株予約権１個当たりの公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されるものとする。

（14）新株予約権のその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

＜会場＞　京都市山科区椥辻西浦町１の８
京都市東部文化会館１階「創造活動室」

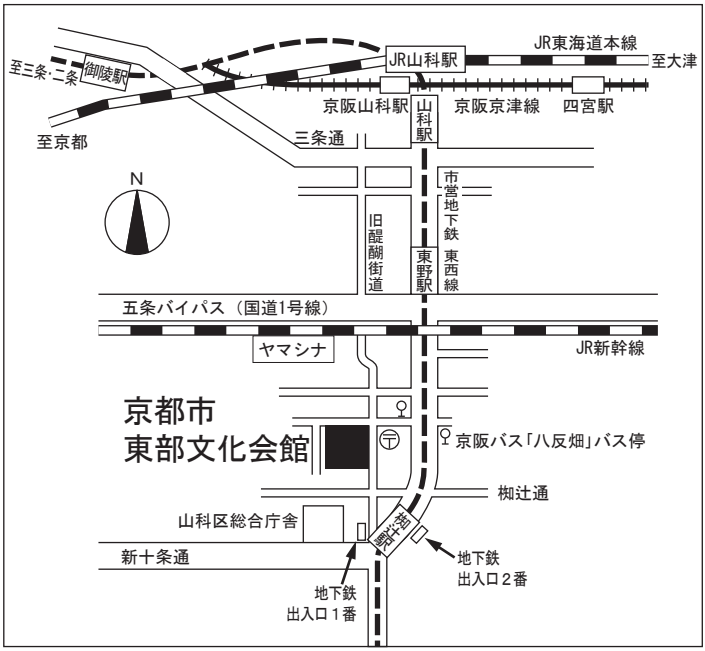

交　通　機　関

○　地下鉄東西線
椥辻駅下車１番出口より徒歩５分

○　京阪バス
山科駅（１番のりば）方面より
㉒　㉒Ａ
六地蔵方面より
㉒　㉒Ａ
八反畑下車（徒歩２分）

※　駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申しあげます。